

「滋賀めし」キャンペーンロゴマーク使用基準

第1 目的

「滋賀めし」キャンペーンを「おいしが うれしが」キャンペーンの一環として実施するにあたり、適正な使用を確保するため必要な事項を定める。

第2 図柄等

ロゴマークのデザインならびに形状、色に関する注意点は別紙1のとおりとする。

第3 ロゴマークの商標権等

「滋賀めし」キャンペーンロゴマークに関する著作権ならびに、「おいしが うれしが」のシンボルマークに関する商標権は、滋賀県が所有する。

第4 ロゴマークの使用等

- 1 ロゴマークは、「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者が、「おいしが うれしが」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）の趣旨に則り、次の「滋賀めし」の基準に則ったメニューの情報発信やPRを行う際に、無料で使用できるものとする。
- 2 「滋賀めし」の基準は次のとおりとする。
 - (1) 塩分を増やさず^{※1}に必要な野菜等を多く摂取^{※2,※3}できること。
 - (2) 滋賀県産農畜水産物^{※4}を2種類以上使用する。
 - (3) うち1種類は、野菜類もしくは豆類のどちらかを必ず使用する。
 - (4) 滋賀県ならではの特征があることが望ましい。
 - ※1 通常の味付けより塩分量が増えないこと。
 - ※2 1食当たり120g以上の野菜を中心とした副菜が摂取できるものとする。
 - ※3 使用する野菜は可能な限り県産野菜とする。
 - ※4 使用する近江米は可能な限り環境こだわり農産物基準以上で栽培されたものとする。
- 3 知事は、必要に応じ、推進店等に対してロゴマークの使用状況について、様式1による報告を求めることができる。
- 4 推進店が「滋賀めし」基準ならびに社会通念上許容される範囲を超えてロゴマークを濫用するなど、その趣旨が損なわれるおそれがある場合には、知事はロゴマークの使用の禁止を命じることができる。

第5 事故、苦情等の処理

- 1 推進店は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この基準は、平成31年3月31日から施行する。

(別紙1) ロゴマークのデザインならびに形状、色に関する注意点

○ロゴマークのデザイン



○形状および色に関する注意点

1. 縦横比率

縦横比率を変えずに、拡大・縮小すること。

2. カラー展開方法

①原則、フルカラー表示とする。できない場合は、単色表示または反転表示とする。

②背景の柄や色によって、著しく視認性が悪くならないように注意すること。

(様式1)ロゴマークの使用状況報告

「滋賀めし」ロゴマーク使用状況報告書

年 月 日

滋賀県知事 あて

住所
名称
代表者名

印

「滋賀めし」ロゴマークの使用状況について、下記のとおり報告します。

記

店舗名等 (複数ある場合)	表示期間	表示した メニュー名	使用した県産食 材(2種以上)	備 考
			野菜： その他：	
			野菜： その他：	
			野菜： その他：	

※ロゴマークの使用状況が確認できる写真等を添付すること